

「猪形土製品」の商標・意匠使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商標法（昭和34年法律第127号）及び意匠法（昭和34年法律第125号）に基づき市が所有し教育委員会が管理する猪形土製品に係る商標又は意匠（以下「本件商標・意匠」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(本件商標・意匠の種類)

第2条 本件商標・意匠は、猪形土製品に係る図形商標「登録第5517349号」又は意匠「登録第14581818号、第1460397号、第1460668号」とする。

(本件商標・意匠の適用範囲)

第3条 本件商標・意匠を適用する指定商品の区分及び物品名は、別表のとおりとする。

(使用の申請)

第4条 本件商標・意匠を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「猪形土製品」商標・意匠使用許可申請書（様式第1号）に本件商標・意匠を使用しようとする商品の見本を添えて、弘前市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、あらかじめ許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 前項の場合において、申請者は、商品の見本を提出することができないときは、見本の提出に代えて、本件商標・意匠を使用する商品を確認することができる写真等を提出することができる。

(使用の許可)

第5条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の許可を決定したときは、申請者に対し「猪形土製品」商標・意匠使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

2 教育長は、前項の規定により許可をするときは、条件を付することができる。

(使用許可の期間)

第6条 本件商標・意匠の使用許可の期間は、商標は使用を許可した日から令和4年8月23日まで、意匠第1458181号は令和3年11月21日まで、意匠第1460397号及び意匠1460668号は令和3年12月20日までとする。

(使用の中止)

第7条 第5条第1項の規定により使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、本件商標又は意匠の使用を中止しようとするときは、「猪形土製品」商標・意匠使用中止届（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。

(使用許可の制限)

第8条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標・意匠の使用を許可しないものとする。

(1) 本件商標・意匠の使用によって、商品の品質の誤認又は他者の業務に係る商品との混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。

(2) 本件商標・意匠、弘前市教育委員会（以下「委員会」という。）又は重要文化財「猪形土製品」のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。

(3) 宗教的活動、政治活動等に使用するとき。

(4) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(5) その他本件商標及び意匠の使用が適当でないと認めるとき。

2 教育長は、前項の規定により使用を許可しないことを決定したときは、申請者に対し「猪形土製品」商標・意匠使用不許可通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(使用許可の取消し)

第9条 教育長は、使用者がこの要綱に違反したときは、使用許可を取り消すことができる。

2 教育長は、使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 商品への使用又はその宣伝広告に際して、商標「TM, ®」又は意匠「Des」を、その商

- 品、包装、広告等に明示すること。
- (2) 使用許可を受けた商品以外に使用しないこと。
 - (3) 使用許可を受けた使用態様以外に使用しないこと。
 - (4) 使用許可を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (5) 使用許可を受けた商品の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。
 - (6) 故意又は過失により委員会に損害を与えた場合、これによって生じた損害を委員会に賠償すること。
 - (7) 委員会から要請があったときは、本件商標又は意匠の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。
 - (8) 本件商標又は意匠登録が取消し又は無効となったときは、速やかに使用を中止すること。
 - (9) 他者による本件商標又は意匠の無断使用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに委員会に報告すること。

(使用料)

第11条 本件商標・意匠の使用料は、無料とする。

(商品の公開)

第12条 教育長は、本件商標又は商標の使用状況を広く周知するために、使用を許可した商品を市広報及び市公式ホームページ等において公開するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年12月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年9月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年9月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年8月3日から施行する。

別表（第3条関係）

商標(図形)・意匠の指定商品

1 商標(図形)指定商品(登録第5517349号)

第14類 貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計

貴金属 貴金属製靴飾り
キーホルダー
宝石箱
身飾品 カフスポタン
宝玉及びその模造品 時計

第16類 紙、紙製品及び事務用品

衛生手ふき 紙製タオル 紙製テーブルナプキン 紙製手ふき 紙製ハンカチ
荷札 紙類 紙製テーブルクロス
文房具類 印刷物 写真 写真たて

第25類 被服及び履物

洋服 コート
セーター類 ワイシャツ類 寝巻き類 下着 水泳着 水泳帽
アイマスク エプロン えり巻き 靴下 毛皮製ストール ショール スカーフ 足袋 足袋カバー 手袋 ネクタイ ネッカチーフ バンダナ マフラー 耳覆い 帽子
ずきん すげがさ ナイトキャップ 帽子 防暑用ヘルメット
ガーター 靴下止め ズボンつり バンド ベルト
げた 草履類 靴類 靴保護器具
運動用特殊衣服 運動用特殊靴 乗馬靴 ウィンドサーフィン用シューズ

第28類 がん具、遊戯用具及び運動用具

おもちゃ 人形 遊園地用機械器具
囲碁用具 歌がるた 将棋用具 さいころ すごろく ダイスカップ ダイヤモンドゲーム
チェス用具 チェッカー用具 手品用具 ドミノ用具 トランプ 花札 マージャン用具
遊戯用器具 運動用具
登山用ハーネス 水上スキー用運動用具

昆虫採集用具

第29類 動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物

乳製品 食肉

冷凍野菜 冷凍果実

肉製品 加工水産品（「かつお節・寒天・削り節・食用魚粉・とろろ昆布・干しのり・干しひじき・干しわかめ・焼きのり」を除く。）

かつお節 寒天 削り節 食用魚粉 とろろ昆布 干しのり 干しひじき 干しわかめ 焼きのり 加工野菜及び加工果実
--

油揚げ 凍り豆腐 こんにゃく 豆乳 豆腐 納豆 豆

第30類 加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料

菓子及びパン みそ

ウスターソース しょうゆ 食酢 そばつゆ ドレッシング マヨネーズソース 焼肉 たれ

角砂糖 果糖 氷砂糖 砂糖 麦芽糖 はちみつ ぶどう糖 粉末あめ 水あめ

香辛料 穀物の加工品

ぎょうざ しゅうまい すし たこ焼き べんとう ラビオリ

米 脱穀済みのえん麦 脱穀済みの大麦 食用粉類

第32類 アルコールを含有しない飲料及びビール

ビール ビール製造用ホップエキス

清涼飲料 果実飲料 乳清飲料 飲料用野菜ジュース

2 意匠指定物品

置 物 （登録第1460397号）

動物おもちゃ（登録第1460668号）

菓子パン （登録第1458181号）

令和 年 月 日

弘前市教育委員会教育長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

「猪形土製品」商標・意匠使用許可申請書（新規・継続）

下記のとおり商標・意匠を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 商 品 名
.....
2. 商品種類 商標(図形)第_____類・意匠(物品名 _____)
3. 商標・意匠の使用態様
4. 販売開始(予定)日
5. 備 考

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：教育委員会博物館
電話：0172-35-0700

様式第2号（第5条第1項関係）

「猪形土製品」商標・意匠使用許可書

No.

使用者の住所及び氏名	
商品名	
商品種類	
商標・意匠の仕様態様	
使用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
遵守事項	<p>(1) 商品への使用又はその宣伝広告に際して、商標「TM, ®」又は意匠「Des.」をその商品、包装、広告等に明示すること。</p> <p>(2) 使用許可を受けた商品以外に使用しないこと。</p> <p>(3) 使用許可を受けた使用態様以外に使用しないこと。</p> <p>(4) 使用許可を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。</p> <p>(5) 使用許可を受けた商品の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。</p> <p>(6) 故意又は過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償すること。</p> <p>(7) 委員会から要請があったときは、本件商標又は意匠の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。</p> <p>(8) 本件商標又は意匠登録が取消し又は無効となったときは、速やかに使用を中止すること。</p> <p>(9) 他者による本件商標又は意匠の無断使用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに委員会に報告すること。</p>
備考	・当該商品を市広報及び市公式ホームページ等において公開します。

上記のとおり「猪形土製品」の商標・意匠の使用を許可します。

令和 年 月 日

弘前市教育委員会教育長

弘前市教育委員会教育長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

「猪形土製品」商標・意匠使用中止届

本件商標・意匠の使用を中止するので届け出ます。

記

1. 商品名

2. 商品種類 商標(図形)第_____類・意匠(物品名 _____)

3. 販売中止(予定)日 令和 年 月 日

4. 備考

.....
.....
.....
.....
.....

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

令和 年 月 日

様

弘前市教育委員会教育長

「猪形土製品」商標・意匠使用不許可通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました「猪形土製品」商標・意匠使用許可申請については、下記の理由により不許可としましたので、通知します。

記

不許可の理由

.....
.....